

# 再犯防止施策と高齢受刑者の現状について



高松矯正管区更生支援企画課

# 高松矯正管区と四国4県の矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所など）



高松矯正管区は、刑務所や少年院などの適切な運営管理を図るために、全国8か所に設置された法務省の機関のひとつです。

四国4県には、刑務所（本所）が4施設あるほか、刑務支所1施設、拘置支所5施設、泊り込み作業場（大井造船作業場）1施設があります。

また、少年院3施設、少年鑑別所4施設があり、当管区は、これら合わせて管内合計18施設を管轄し、施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

# 高松矯正管区 更生支援企画課の役割



## 更生支援企画課の担当業務



- ➡被収容者の更生支援に関する企画・調整に関すること  
四国4県の矯正施設⇔関係機関・地方公共団体との総合調整窓口

なかでも

- 1 地方公共団体をはじめとする地域との連携強化に係ること
- 2 関係省庁・民間団体(協力者)との連携  
※特に農福連携、居住支援に係ること

ほかにも…社会復帰支援に係る関係団体との関係構築、  
再犯防止に関わる広報 などに取り組んでいます。

# 刑法犯認知件数と再犯者数（再犯者率）の関係

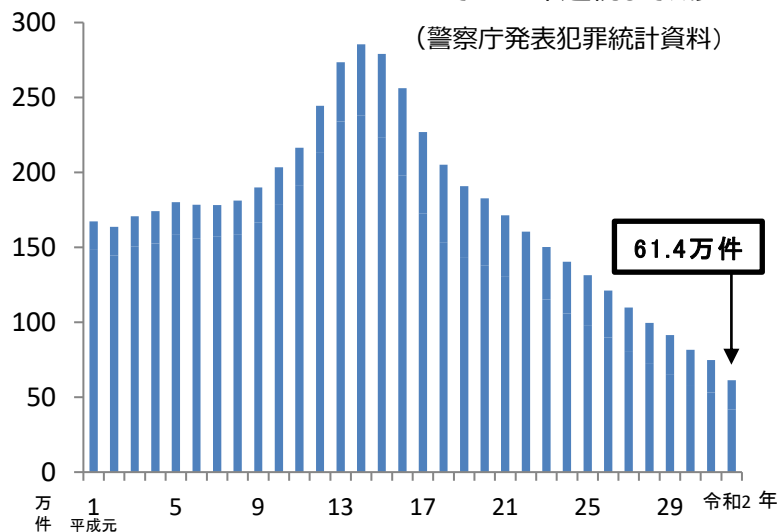
## 刑法犯認知件数

令和2年の刑法犯認知件数は

# 61万4千件

認知件数

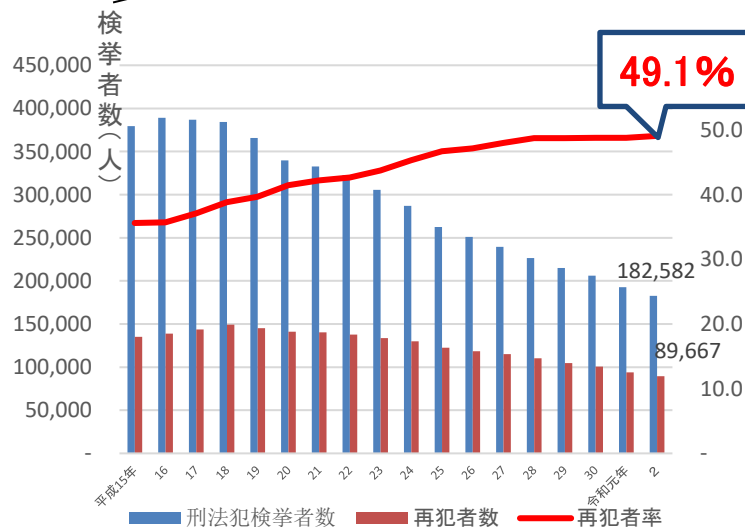
で**18**年連続して減少  
(警察庁発表犯罪統計資料)



## 刑法犯検挙人員に占める再犯者率

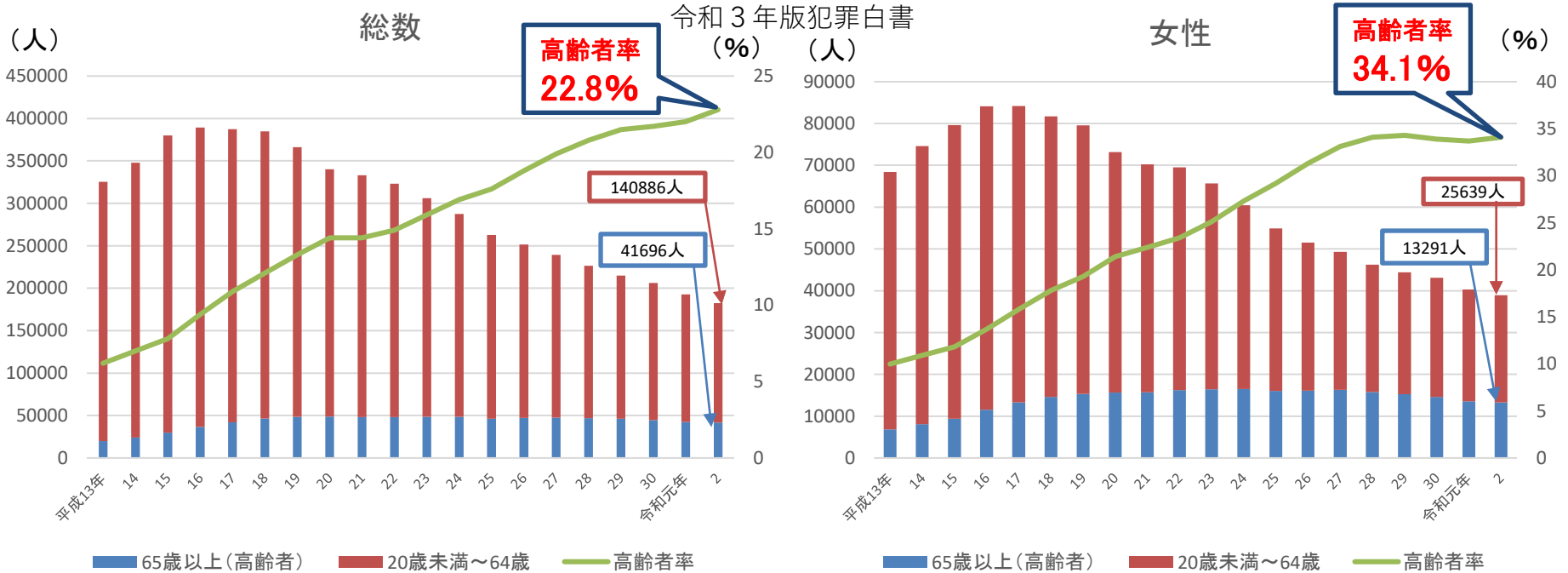
# 約半数が再犯者

(警察庁発表犯罪統計書「令和2年の犯罪」)



- ▶ 犯罪を減らすためには**再犯者**に対して特に対策が必要
  - ➡ 国・地方公共団体・民間団体等が**連携**して取り組む**体制**の整備

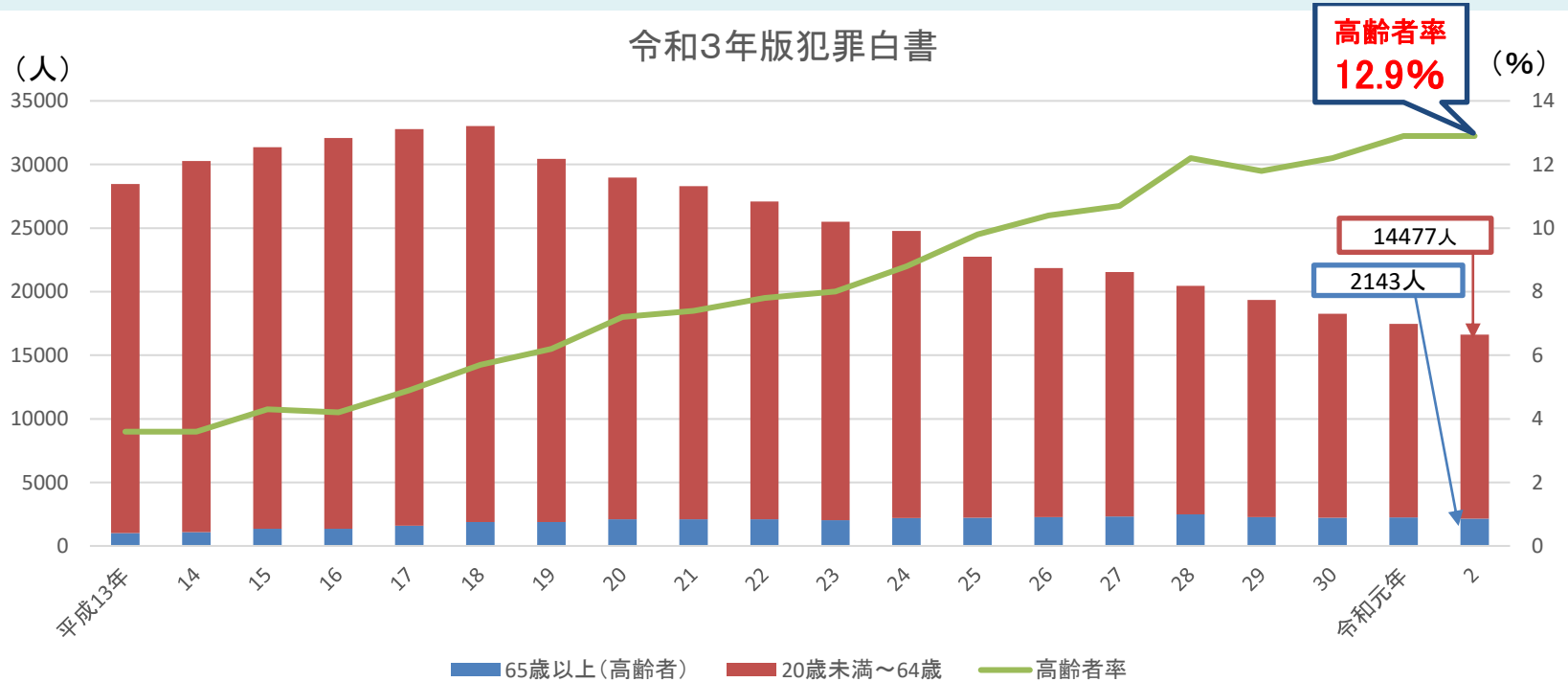
# 刑法犯 検挙人員（年齢層別）



- ▶ 検挙人員は減少傾向にあるが、高年齢者(65歳以上)の検挙人員は高止まり
  - ➔ これにより、検挙人員に占める高年齢者の割合(高年齢者率)は上昇傾向
  - ➔ 高年齢者率(総数):平成13年(6.2%) ➔ 令和2年(22.8%) 16.6pt上昇
  - ➔ 高年齢者率(女性):平成13年(10.0%) ➔ 令和2年(34.1%) 24.1pt上昇

# 入所受刑者の人員（年齢層別）

令和3年版犯罪白書



▶ 高齢入所受刑者の人員は増加傾向

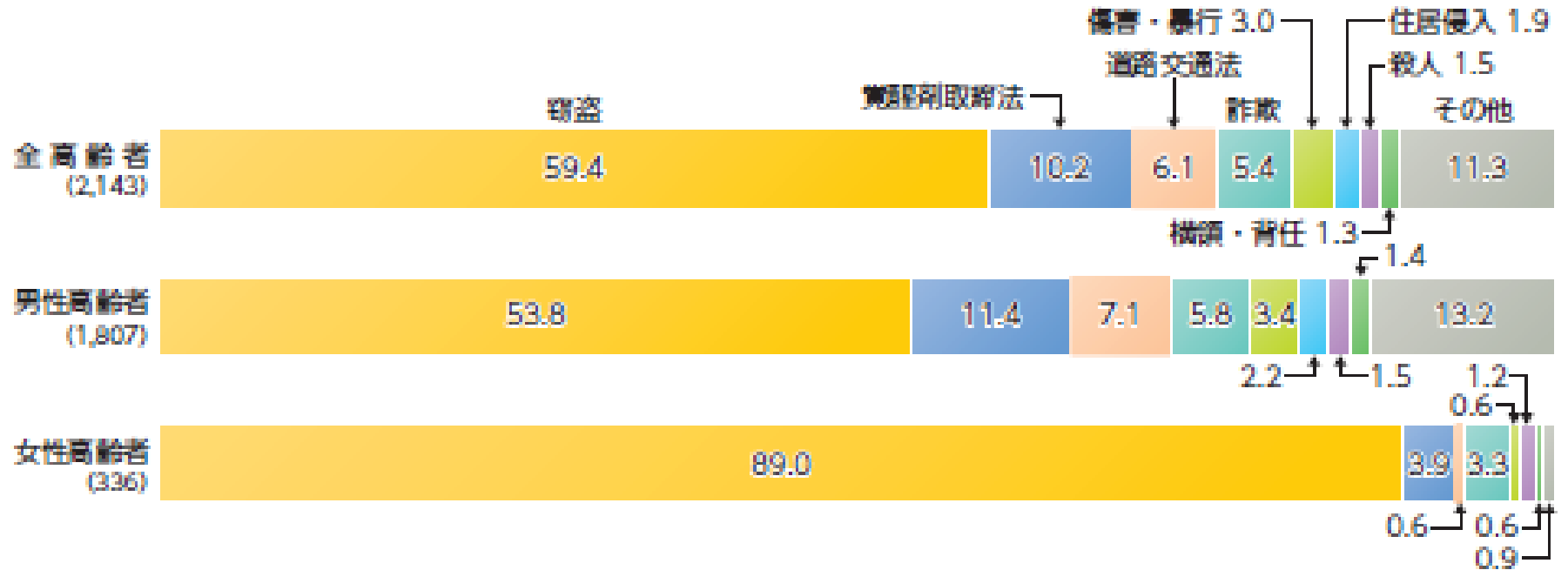
平成13年(1026人) ➔ 令和2年(2143人) 約2.1倍増

▶ 高齢者率は上昇傾向

平成13年(3.6%) ➔ 令和2年(12.9%) 9.3pt上昇

# 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

（令和3年版犯罪白書）

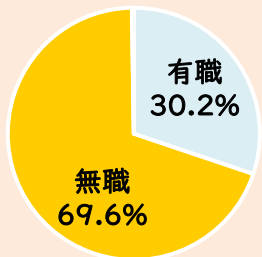


▶ 男女とも、**高齢者**は**窃盗**の割合が高い

➡ 特に、**女性高齢者**は約**9割**が**窃盗**（そのうち8割が万引き）

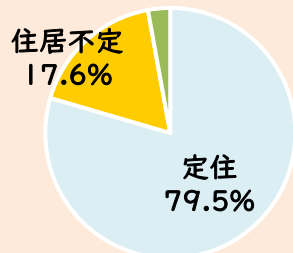
# 再犯防止の課題～「生きづらさ」という問題

**仕事がない**  
約7割が犯罪時無職



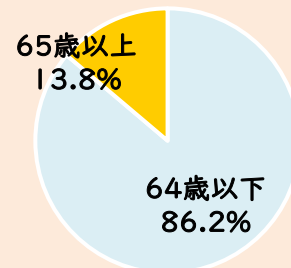
新受刑者の犯罪時就労状況

**住居がない**  
約2割が犯罪時住居不定



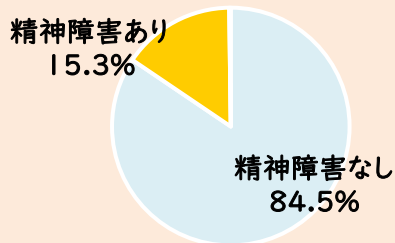
新受刑者の犯罪時居住状況

**高齢者である**  
1割以上が高齢者



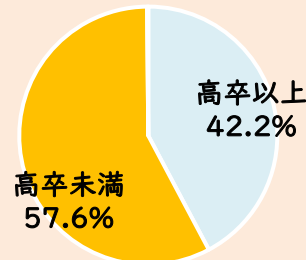
新受刑者の年齢

**精神障害がある**  
1割以上が精神障害あり



新受刑者の精神診断

**高卒未満である**  
約6割が高卒未満



新受刑者の教育程度



(出典: 令和3年矯正統計年報)



地域に戻っても . . .



関係機関の連携不足、  
前科があること等により、  
地域において孤立⇒再犯

刑事司法だけでは対応が難しい課題

⇒ 地域社会での継続的な支援が必要（地域包括ケアの視点）

【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



就労の確保



住居の確保



保健医療・福祉  
サービスの提供



修学の支援

# 再犯防止に向けた国の取組

- ▶ 平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ▶ 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定

## 再犯防止推進計画とは…

H30年度～R4年度の  
5年間の計画を定めたもの。

7つの重点課題の下に  
115の具体的な施策を定め、  
その実施により

「世界一安全な日本」を目指す。

7つの  
重点課題です

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等



- ▶ 令和元年12月「再犯防止推進計画加速化プラン」犯罪対策閣僚会議決定

再犯防止施策の中で  
より重点的に取り組むべき

3つの課題

に係る取組を加速させるもの

1

満期釈放者対策の充実強化

2

地方公共団体との連携強化の推進

3

民間協力者の活動の推進

# 農福連携の推進に向けた矯正の取組①



**農福連携**とは？

障害や生きづらさを持つ人たちが働く場を農業分野で作ろうとする取組  
厚生労働省、農林水産省を中心に国として推進



- ・ 矯正においては、  
犯罪・非行をした者も農福連携の対象者として位置付けられています。

**再犯防止推進計画では ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】**

「法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。」

**農福連携等推進ビジョンでは（令和元年6月4日農福連携会議）**

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進（農福連携等推進ビジョン（概要）より抜粋）

# 農福連携の推進に向けた矯正の取組②

## 本年度の取組

- ・矯正施設職員の「農福連携」や「就農」についての**理解促進**
- ・**矯正施設**と近隣ソーシャル・ファームなどとの**関係構築**



## ★「農福連携意見交換会等」の実施

- ・矯正施設、農福連携を推進しているソーシャル・ファーム、農政局をはじめとする**関係機関**に参集いただき**施設見学**や**意見交換会**を実施するもの



高松矯正管区内で実施が予定されている**刑務所・少年院**  
徳島刑、高松刑、松山刑、西条刑支、高知刑、四国少

## ★これまでの取組

- ・国機関、地方自治体関係部署、関係機関への広報・関係構築  
➡ **中国四国農政局・各県拠点**への訪問・広報を実施
- ・「農福連携に取り組むソーシャル・ファーム」との意見交換など



↑ 四国少年院における農業指導の様子

# 就業能力・知的能力に制約のある刑務所出所者等の社会復帰を図る上での課題

## ▶ 矯正で取組を進める際の課題

### 福祉的就労に関するノウハウや連携先の構築

一般就労と福祉的支援の狭間にある者の特性に着目した指導のノウハウや社会内の支援機関等との関係構築を図る

## ▶ 農業・福祉で受け入れる際の課題

### 犯罪・非行をした者の受入れへの不安

- 触法障害者に対応するノウハウが必要
- 地域や他の利用者の理解が必要
- 公的機関による継続的な援助が必要



在所中から社会復帰後の自立に向けた継続的な支援に向けて  
**矯正と農業・福祉の双方が抱える課題（ギャップ）を解消していく必要**

# 居住支援の推進に向けた矯正の取組①



**居住支援（新たな住宅セーフティネット制度など）とは？**



**住宅確保要配慮者**とされる方々の住居の確保のため、民営アパートや居住支援法人を活用し、対象者及び大家等に対する支援を行う取組。

**住宅確保要配慮者**の中には、**「矯正施設退所者」**も含まれています。

改正住宅セーフティネット法に規定されています。

## 出所者等の住居確保に向けた課題



- ・ 出所者であるという理由で入居が断られる
- ・ 身元保証人がおらず、賃貸借契約ができない
- ・ 入居中の大家や周辺住民とのトラブル
- ・ (特に高齢・単身) 孤独死などの際の退去費用



## 居住支援法人や協力大家

- ・ 入居のサポート
- ・ 入居後～退去時までの大家・対象者へのサポート  
(例: 見守り支援、相談支援など)





# 居住支援の推進に向けた矯正の取組②

## 高松矯正管区内におけるこれまでの取組

→各関係機関（各県の住宅関係部局、居住支援協議会事務局）との関係構築

### 「居住支援協議会」への参加

- ① 矯正と居住支援法人の関係構築を図ること
- ② 矯正施設職員が居住支援について知る機会を持つこと
- ③ 居住支援法人へ矯正施設内における再犯防止の取組を広報すること



東みよし町居住支援協議会 (徳島県東みよし町)	東みよし町社会福祉協議会主催、徳島県県土整備部住宅課、東みよし町福祉課、司法書士等が参加 ➡ 再犯防止(居住支援)を説明
高知県居住支援協議会 (高知県)	高知県立大教授、高知県土木部住宅課、高知県宅建協会、NPO法人(居住支援法人)等が参加 ➡ 再犯防止(居住支援)を説明
愛媛県居住支援協議会 (愛媛県)	愛媛県土木部建築住宅課、愛媛県内の市町村関係課、愛媛県宅建協会、居住支援団体等が参加 ➡ 再犯防止(居住支援)を説明
各NPO法人 (居住支援団体)	四国内にある居住支援法人等に適宜、訪問し意見交換等を実施 「NPO法人はすのは」、「NPO法人空き家コミュニティ」ほか

## おわりに

◎犯罪の繰り返しを防ぐためには、  
**地域社会**における「**息の長い**」支援が不可欠です。



◎**刑務所出所者等**の中にも**支援対象者**がいることを**知って**いただき、  
関係省庁の皆様と**連携**して、当管区・管内矯正施設は再犯防止に  
取り組んでいきたいと考えております。

矯正

×

再犯防止施策

= 安全で安心な社会の実現!



再犯  
防止

犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind